

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立立川第七中学校
校長名 宮本 尚登
(公印省略)

令和8年度 教育課程について (届)

立川市立学校管理運営規則第12条に基づき、下記のとおりお届けします。

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

明るく希望にみちて、美しい平和な国際社会をめざし、未来を拓く人間を育成する

- ◎深く考え、すすんで学ぶ
- 温かく思いやり、正しく行う
- たくましく鍛え、みずから創る

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 「深く考え、すすんで学ぶ」を実現するために

生徒が自ら望ましい自己実現ができるよう、「自ら考え、自ら判断し、自ら決定し、自ら行動できる力」を育成し、「生きる力」の基盤となる資質・能力の確実な定着を図る教育を充実させ、生涯学習の基礎づくりを推進する。

イ 「温かく思いやり、正しく行う」を実現するために

人権尊重の精神を基盤として、自他の生命を尊重し、互いに思いやり励まし合う心を育み、他者との温かい関係を大切にできる生徒を育てる。

ウ 「たくましく鍛え、みずから創る」を実現するために

生徒の個性を尊重しながら、自信と誇りをもって主体的に自ら学校を創造し、自己実現を図るための資質をもった生徒を育成する。

エ 学校の教育目標の達成に向けたそのほかの事項

- ① 組織的な教育活動を展開し、カリキュラム・マネジメントの視点で教育内容を配列し、使命感・熱意・誇りをもって教育目標の具現化を図る。
- ② 小中の連携教育活動を充実させ、生徒の「自立」を目指した教育活動を展開する。
- ③ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)により、地域との連携・協働による学校運営を充実させるとともに、地域学校コーディネーターを中心に、地域学校協働本部事業を活性化させ、複雑化し多様化している教育課題の解決を図る。
- ④ 教職員の働き方改革を進め、持続可能な学校運営体制の構築と環境整備を行い、教育の質の向上を図る。
- ⑤ 立川市民科の充実を図り、地域に根ざした探究的な学習を通して、市民性を育むことにより、多様性を尊重し、世界の人々とも力を合わせ、「よりよい社会」の実現に向け主体的に考え行動する生徒を育成する。

2 指導の重点

(1) 学習指導要領及び生徒指導提要进行を踏まえた各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、立川市民科における指導

ア 各教科

- ① 課題解決のために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を単元や題材のまとまりの中で意図的、計画的に行う。授業のめあてを示して見通しをもたせることで、自己解決や学びあいの場を設定し学びの質を高める。
- ② 生徒の実態に応じた年間指導計画及び週ごとの指導計画を基に、デジタル教科書やICT機器及びタブレットPC等の活用を図る。また、個の学習の定着度合いに応じた学習提示や授業展開、多様な意見を即時に共有する学習活動等を実現する。
- ③ 全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえた授業改善推進プランを作成し、授業改善を図る。また、「分かる授業」「考える授業」を展開して生徒の学習意欲、達成感及び満足感を高め、学習による自己肯定感の涵養から学力向上を図る。
- ④ 数学での習熟度別少人数指導や外国語での少人数指導の授業改善を進め、基礎的・基本的学習内容の定着や発展的な学習等の指導を行う。
- ⑤ 外国語においては、挨拶や自己紹介・日本文化の紹介等、異文化交流を図りコミュニケーション能力を高めるためにALTの活用、言語活動等を積極的に進める。
- ⑥ 個に応じた指導を工夫するとともに、教員や学習支援員等による、放課後や長期休業中の補充的な学習を推進する。また、家庭学習の習慣を定着させ、主体的に学習に取り組む態度の育成を図る。

イ 特別の教科 道徳

- ① 人権を尊重する精神を基盤として、全教育活動を通して道徳教育の推進を図り、道徳的実践力を高める。
- ② 「特別の教科 道徳」の主旨を踏まえて、「考える道徳」・「議論する道徳」の授業を展開することで、生徒が思いやりをもって行動しようとする態度を育成する。
- ③ 道徳教育推進教師を中心に組織的に全体計画・年間指導計画を作成し、「東京都道徳教育教材集『心みつめて』」等を活用する。
- ④ 道徳授業地区公開講座を開催し、授業公開を通して学校・家庭・地域が一体となって推進するとともに、ホームページ等を利用して授業の様子を保護者・地域に発信する。

ウ 総合的な学習の時間

- ① 生徒の発達段階に応じた体験的学習やキャリア教育を反映した3年間を見通した計画を作成・実施し、自己理解を深め、社会貢献意識や協調性を育てる。
- ② 立川夢・未来ノートを活用し、教科等横断的な視点に基づいた学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考えより良く課題を解決していく探究的な見方や考え方を育成する。

エ 特別活動

- ① 学校行事や生徒会活動等におけるねらいの明確化と振り返りの実施を周知し、集団の中での自らの役割と責任を自覚し、成就感や帰属感、自己有用感等の体得を図る。
- ② 学校2020レガシーとして、持続可能なボランティア活動を推進する。また、地域貢献活動を通して、自主的・実践的な態度や豊かな人間性を育む。
- ③ 学校図書館支援指導員等の活用及び図書委員会活動を充実させ、朝の読書活動をはじめとした読書活動の推進を図る。

オ 立川市民科

- ① 農家と連携した農家訪問活動を実施し、地域に愛着をもち、主体的に地域に関わり、地域に貢献しようとする態度を育む。
- ② 地域人材を活用した活動（農家訪問・職場体験・セーフティ教室・いじめ防止授業・普通救命講習等）を実施し立川市への理解を深める。
- ③ 学校公開日、小中連携教育活動等を通して、家庭や地域との連携・協働を深め、学校教育の充実を図るとともに、地域行事に意欲的に参加し、より良い社会を創る資質・能力を育成する。

(2) 特色ある教育活動

- ① 生徒会・専門委員会活動、実行委員会活動等、様々な場面において、たよりの作成や掲示物による情報発信を推進して、合意形成に努める。
- ② 東京都統一体力テストの結果を活かし、補強運動を充実させ、課題のある項目を強化していく。また、スポーツに親しむ態度と、自己の体力を理解し向上を図る態度を育成する。
- ③ 小中連携教育を充実させ、生徒会主催の学校説明会や体験授業、教員による研修会を実施し、9年間を見通した学習活動および児童・生徒指導の展開と、小・中の滑らかな接続を図る。

(3) 生活指導

- ① 生徒の実態を的確に把握した組織的な指導体制を構築し、立川学校支援員及び家庭と子供の支援員、不登校対応巡回教員等を活用した「別室登校(とちの木教室)」での指導を充実させ、個別の課題にも応じることのできる生徒指導の充実を図る。
- ② 生徒理解の充実を図るため、心理調査分析等を活用し、学級集団の状況と個人の状況を客観的に捉える。その結果を活用して良好な人間関係の構築を図る。
- ③ 「学校いじめ防止対策基本方針」に則り、ふれあい月間及びいじめ解消・暴力根絶旬間等を活用した組織的な対応を強化する。また、いじめアンケート等を活用し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決及び不登校の未然防止を図る。
- ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材、外部機関との連携、関係者会議の実施等、不登校生徒の解消に努める。また、「SOSを出す力」「SOSを受け止め、支援する力」を育成し自殺予防にも努める。
- ⑤ 「防災ノート～災害と安全～」等を活用し、防災意識の向上を図る。また、GIGAワークブックとうきょう等を活用した情報モラル教育によって、被害防止や非行防止を図る。
- ⑥ 避難訓練、安全指導を通して、自然災害に対する知識・理解を深め、地域の一員として対応する意識を高める。
- ⑦ 人権教育プログラム等を活用し、生徒の人権を守り、一人一人の生徒を大切にす指導を全教育活動で行うとともに、生徒の人権意識を高め、差別や偏見、暴力・暴言をなくし、自他の生命を尊重する精神を養う。
- ⑧ 安全教育プログラム等を用いた安全指導、関係機関と連携したセーフティ教室や薬物乱用防止教室を計画的に実施し、非行防止及び犯罪被害防止教育の一層の充実を図る。

(4) 特別な配慮を必要とする生徒への指導

- ① 特別な支援を要する生徒の指導に当たっては、個々の実態に応じた指導内容・指導方法を検討する。保護者の思いを配慮した学校生活支援シート及び個別指導計画を、校内委員会及び特別支援教育コーディネーターを中心に作成し、組織的な指導に活かす。
- ② 全ての生徒が集中して授業が受けられるように、ユニバーサルデザインの視点を活用した教室等の環境整備に取り組む。
- ④ 校内研修等において特別支援教育について理解を深め、教職員の意識を高めるとともに、生徒との共通理解を図る。

(5) 進路指導

- ① 自己の生き方やキャリア形成を考えさせ、自己実現を図ろうとする意欲や態度を養うとともに、小学校と連携して「立川夢・未来ノート」の活用を図る。
- ② 1学年の農家訪問や2学年の職場体験学習等、体験的な学習を取り入れ、望ましい勤労観や職業観をもって主体的に進路選択をする能力・態度を育成する。
- ③ 将来にわたって自らの進路を主体的に考えることができる資質・能力を身に付けさせるとともに、個々の生徒や保護者の希望に対して適切に応えられるよう、情報共有された進路指導を行う。